

## 大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の保育所を運営する社会福祉法人が民間保育所で実施する入所児童の健全な育成及び処遇改善並びに当該民間保育所の円滑な運営を図るために実施される保育対策等促進事業に対し予算の範囲内で交付する補助金（以下「補助金」という。）について、大口町社会福祉法人の助成に関する条例（昭和60年大口町条例第32号）、大口町社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和60年大口町規則第9号）及び町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金額)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とし、事業の内容及び補助金額は別表のとおりとする。

- (1) 延長保育事業
- (2) 低年齢児途中入所円滑化事業
- (3) 1歳児保育事業
- (4) 産休・病休代替職員設置事業

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大口町保育対策等促進事業費補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添えて、事業実施年度の4月20日までに町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、必要に応じて調査をし、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第5条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに大口町保育対策等促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2)により通知するものとする。

(事業の変更)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、速やかに大口町保育対策等促進事業費補助金変更承認申請書(様式第3)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項による補助事業の内容を承認したときは、速やかに大口町保育対策等促進事業費補助金変更交付決定通知書(様式第4)により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第7条 補助対象者は、当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿を整え、証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項の帳簿等は、当該年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、概算払いできるものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は翌年度4月7日のいずれか早い期日までに、大口町保育対策等促進事業費補助金実績報告書(様式第5)に関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金額の確定等)

第10条 町長は、前条の報告により補助金の額を確定し、大口町保育対策促進事業費補助金確定通知書(様式第6)により補助対象者に通知するとともに、確定した補助金の額が第6条及び第7条の規定により決定した補助金の額(以下「既交付決定額」という。)を上回る場合は、その差額を追加交付するものとする。

2 補助対象者は、前項により確定した補助金の額が既交付決定額を下回る場合は、その差額を返還するものとする。

(調査)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、補助金に係る経理状況について補助対象者に報告させ、又は関係職員に補助事業の実施状況について検査をさせることができる。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則 (平成26年3月31日 大口町告示第17号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日 大口町告示第112号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月31日 大口町告示第67号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月29日 大口町告示第34号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第52号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助事業名	補助事業の内容	補助金の額
延長保育事業	延長保育事業の実施について （平成27年7月17日雇児 発0717第10号厚生労働 省雇用均等・児童家庭局長通 知）に定められた事業	子ども・子育て支援交付金 交付要綱（平成27年9月 11日府子本第277号 内閣総理大臣通知）により 交付額を算出するための 対象経費のうち人件費の 金額 ただし、算出された金額に 1,000円未満の端数がある ときは、これを切り捨て る。
低年齢児途中入所 円滑化事業	愛知県低年齢児途中入所円滑 化事業費補助金交付要綱（平成 21年7月2日付け21子支 第351号愛知県健康福祉部 長通知）に定められた事業	左欄の要綱により算出さ れた補助基本額 ただし、算出された金額に 1,000円未満の端数がある ときは、これを切り捨て る。
1歳児保育事業	愛知県1歳児保育実施費補助 金交付要綱（平成17年9月8 日付け17児第2072号愛 知県健康福祉部長通知）に定め られた事業	左欄の要綱により算出さ れた補助基本額 ただし、算出された金額に 1,000円未満の端数がある ときは、これを切り捨て る。
産休・病休代替職員 設置事業	産休・病休代替職員設置費補助 金交付要綱（平成24年8月1	左欄の要綱により算出さ れた補助基本額

7日付け24子支第295号 愛知県健康福祉部長通知) に適 合する事業
---

様式第1 (第3条関係)

大口町保育対策等促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

(添付書類)

- (1) 年度保育対策等促進事業所要額調書
- (2) 年度保育対策等促進事業実施計画書
- (3) 当該事業の対象となる保育士名簿

様式第2（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

大口町長

印

大口町保育対策等促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました補助金については、下記のとおり決定しました。

補 助 年 度	年度
交 付 目 的 及 び 内 容	
交 付 決 定 額	
補 助 事 業 の 開 始 年 月 日	開始 年 月 日
及 び 完 了 ( 予 定 ) 年 月 日	完了 年 月 日
交 付 条 件	

様式第3 (第6条関係)

大口町保育対策等促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者

事業計画を変更したいので、大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
既 交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
既 交 付 決 定 通 知 番 号	第 号
既 交 付 決 定 額	
変 更 交 付 申 請 額	
変 更 内 容	
添 付 資 料	年度保育対策等促進事業所要額調書 年度保育対策等促進事業実施計画書 当該事業の対象となる保育士名簿

様式第4（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

大口町長

印

大口町保育対策等促進事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金の変更交付については、  
下記のとおり決定しました。

補 助 年 度	年度
交 付 目 的 及 び 内 容	
既 交 付 決 定 額	
変 更 交 付 決 定 額	
交 付 条 件	

様式第5（第9条関係）

大口町保育対策等促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 年 月 日 (変更交付決定年月日)	年 月 日 ( 年 月 日)
交 付 決 定 通 知 番 号 (変更交付決定通知番号)	第 号 ( 第 号)
交 付 目 的 及 び 内 容	
補助事業の開始年月日 及 び 完 了 年 月 日	開始 年 月 日 完了 年 月 日
交 付 決 定 額	
実 績 報 告 額	
添 付 資 料	年度保育対策等促進事業精算額調書 年度保育対策等促進事業実績調書 当該事業の対象となる保育士名簿及びその勤務状況の分かる書類

様式第6（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

大口町長

印

大口町保育対策等促進事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり確定したので、通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

2 補助金精算額

精算区分	金	額
追加交付額	金	円
返還額	金	円